

泉南市工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン

目次...

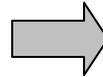
1.	設計・契約変更ガイドライン策定の目的	P-2
2.	設計・契約変更の基本事項	P-4
	設計変更の対象となる事項	P-5
	指定・任意の考え方	P-6
3.	発注者・請負者の留意事項	P-7
4.	設計・契約変更の考え方（契約約款に基づく）	P-8
	請負者が照査結果の確認を請求した場合	P-8
	設計図書がお互いに一致しない場合	P-9
	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	P-9
	設計図書の表示が明確でない場合	P-9
	設計図書と実際の工事現場が一致しない場合	P-10
	予期できない特別な状況が生じた場合	P-10
	発注者が必要と認め変更する場合	P-12
5.	契約変更の手続（契約約款に基づく）	P-16
6.	契約金額の変更に代える設計図書の変更	P-17
参 考	施行条件の明示事項とそのポイント	P-18

このガイドラインは平成22年4月1日より施行するものとする。

1. 設計・契約変更ガイドライン策定の目的

公共工事の特徴

公共工事は、多岐にわたる目的物について個別に設計を行い、**多種多様な自然条件の下で構築される**という特殊性を有している。

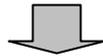


発注者は、当初設計積算時に予見できない地質・湧水等の変化に対応できるように**施工条件を設計図書に明示し、設計変更等の円滑化に努める**必要がある。

設計・契約変更の現状

設計・契約変更の現状

契約図書に**条件明示されている事項**



契約図書に条件明示されて事項と現場条件が一致しない場合には、契約書の関連事項に基づき、設計図書に条件明示した事項を変更し必要に応じて請負代金額の変更を行っている。

このことから、通常は設計変更に係る問題はないが適応条項の運用が不適切なゆえに変更契約に問題を生じている。

契約図書に**条件明示が脱漏又は不明確**となっている事項や任意仮設等一式計上されている事項



契約書の関連事項に基づく**手続が適正に行われておらず、発注者・請負者間での変更対応が問題となっている場合がある。**

ガイドライン策定の目的

設計変更の課題に対して、発注者・請負者相互で設計変更に必要な手続等についての認識を深め、**設計・契約**
変更の円滑化・適正化を図ることを目的に本ガイドラインを策定する。

2. 設計・契約変更の基本事項

設計変更と契約変更

設計変更及び契約変更の基本原則

工事の施工は、設計図書に基づいて施工すべきであるが、**やむを得ず当初設計に差異を生じた場合に**設計変更及び変更契約を行う。

設計変更と契約変更

設計変更とは、工事の施工にあたり設計図書の内容の変更に係るもの。

契約変更とは、設計変更に伴う請負代金の変更又は工期の変更の決定に基づく契約の変更を行うもの。

契約変更の範囲

設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。

一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において**設計条件又は施工方法を明示したものにつき**、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、**原則として契約変更の対象としない。**

変更見込金額が請負代金の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、**原則として、別途契約するものとする。**

設計・契約変更の対象となる事項

公共工事標準請負契約約款で定められている設計・契約変更は以下のとおり

設計・契約変更の対象となる事項	契約約款
1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く）	第 18 条第 1 項第 1 号
2. 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合	第 18 条第 1 項第 2 号
3. 設計図書の表示が明確でない場合	第 18 条第 1 項第 3 号
4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合	第 18 条第 1 項第 4 号
5. 設計図書で明示されてない施工条件について予期できない特別な状態が生じた場合	第 18 条第 1 項第 5 号
6. 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合	第 19 条
7. 工事を一時中止する必要がある場合	第 20 条

指定・任意の考え方

契約約款第1条3項

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。



指定とは、工事目的物を施工するにあたり、**設計図書で指定したとおり施工**を行わなければならないもの。

任意とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書では指定せず、**請負者の責任において施工**を行うことができるものである。

仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。

仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。但し、請負者の責によらない場合を除く。

当初設計時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。但し、請負者の責による場合を除く。

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書での取り扱い	施工方法等について具体的に指定 (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的に指定しない (契約条件ではないが、参考図として標準的 工法等を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	請負者の任意(施工計画書等の提出は必要)
施工方法の変更が生じた場合の設計変更	対象とする (請負者の責による場合を除く)	対象としない (請負者の責によらない場合を除く)
当初明示した条件の変更が生じた場合の設計 変更	対象とする (請負者の責による場合を除く)	対象とする (請負者の責による場合を除く)

3. 発注者・請負者の留意事項

発注者の留意事項

発注者は、請負者が工事の目的に即した適切な施工ができるよう、設計図書には**必要な条件を明示**しなければならない。
また、**変更の必要がある場合**は請負者に対して**書面により指示**を行わなければならない。



設計積算にあたり工事の施工に係る制約事項については、**設計図書に条件明示**を行う。
請負者が実施する設計図書の照査の結果、請負者から確認の請求があった場合は、**調査**を行いその結果を請負者に通知し、**必要があると認められる時は設計変更又は契約変更**を行う。
設計変更を行う必要が生じた場合など**必要な指示、協議等は書面で行う**。

請負者の留意事項

請負者は、工事が目的が達せられるよう施工する義務があり、工事に係る発注者の意図、設計図書、現場条件等を確認する必要がある。



請負者（入札参加者）は、仕様、図面、契約書案、現場説明書について**不明瞭な事項**がある場合は**質問にて確認**のうえ入札書を提出する。
工事着手時点においては設計図書を照査し疑義を明確にするとともに、施工中疑義が生じた場合は、発注者と書面による協議を行い、発注者からの**書面での指示に従い施工**する。

4. 設計・契約変更の考え方（契約約款に基づく）

請負者が照査結果の確認を請求した場合【契約約款第 18 条第 1 項】

設計図書の照査と設計・契約変更

請負者は契約約款第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び共通仕様書（設計図書の照査等）で定めている照査を実施。

監督職員は、請負者から照査に基づき確認を請求され、**自ら事実を発見したときは請負者の立会いのうえ調査を実施。**
(請負者の立会いを得ずに行うこともできる。)

監督職員は、調査の結果をとりまとめ、調査終了後 14 日以内に、結果を請負者に通知。

調査の結果、事実を確認

必要があると認められる時は、**設計図書を訂正又は変更。**

「必要があると認められる時」とは、発注者の意思ではなく客観的に決定。

従って、確認された事実が軽微で、当初の設計図書に従って施工を継続しても支障がない場合を除き、訂正又は変更を行う。

設計図書を訂正又は変更した場合、必要があると認められる時は、**工期若しくは請負代金額を変更。**

「必要があると認められる時」とは、発注者又は請負者が認めるときではなく客観的に決定。

従って、設計図書の変更等が行われても、全く工期又は請負代金額に影響を及ぼさない場合を除き変更を行う。

設計図書がお互いに一致しない場合【契約約款第 18 条第 1 項 1 号】

図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答がお互い一致しない場合

事 例

図面と設計書（金抜き）の材料の寸法、規格、数量等の記載が一致しない。
平面図と縦断図の延長、材料名称、仕様等の記載が一致しないなど。

設計図書に誤謬又は脱漏がある場合【契約約款第 18 条第 1 項 2 号】

事 例

設計図書に誤謬がある場合

設計図書に示されている施工方法では、条件明示されている土質に対応できない。
図面に記載されている材料の規格が間違っているなど。

設計図書に脱漏がある場合

図面に使用材料の規格が記載されていない。
一式工事について、図面、仕様書又は現場説明書に設計条件又は施工方法に係る必要事項が記載されていないなど。

設計図書の表示が明確でない場合【契約約款第 18 条第 1 項 3 号】

事 例

材料の使用量が共通仕様書の記載と特記仕様書の記載とが異なる。
水替工の記載はあるが、作業時、常時など運転状況の記載がない。
用地買収が未了との記載はあるが、着工見込み時期の記載がないなど。

設計図書と実際の工事現場が一致しない場合【契約約款第 18 条第 1 項 4 号】

事 例

設計図書に明示された地質や地下水位が工事現場と一致しない。

設計図書に明示された地盤高が工事現場と一致しない。

設計図書に明示された地下埋設物の位置が工事現場と一致しないなど。

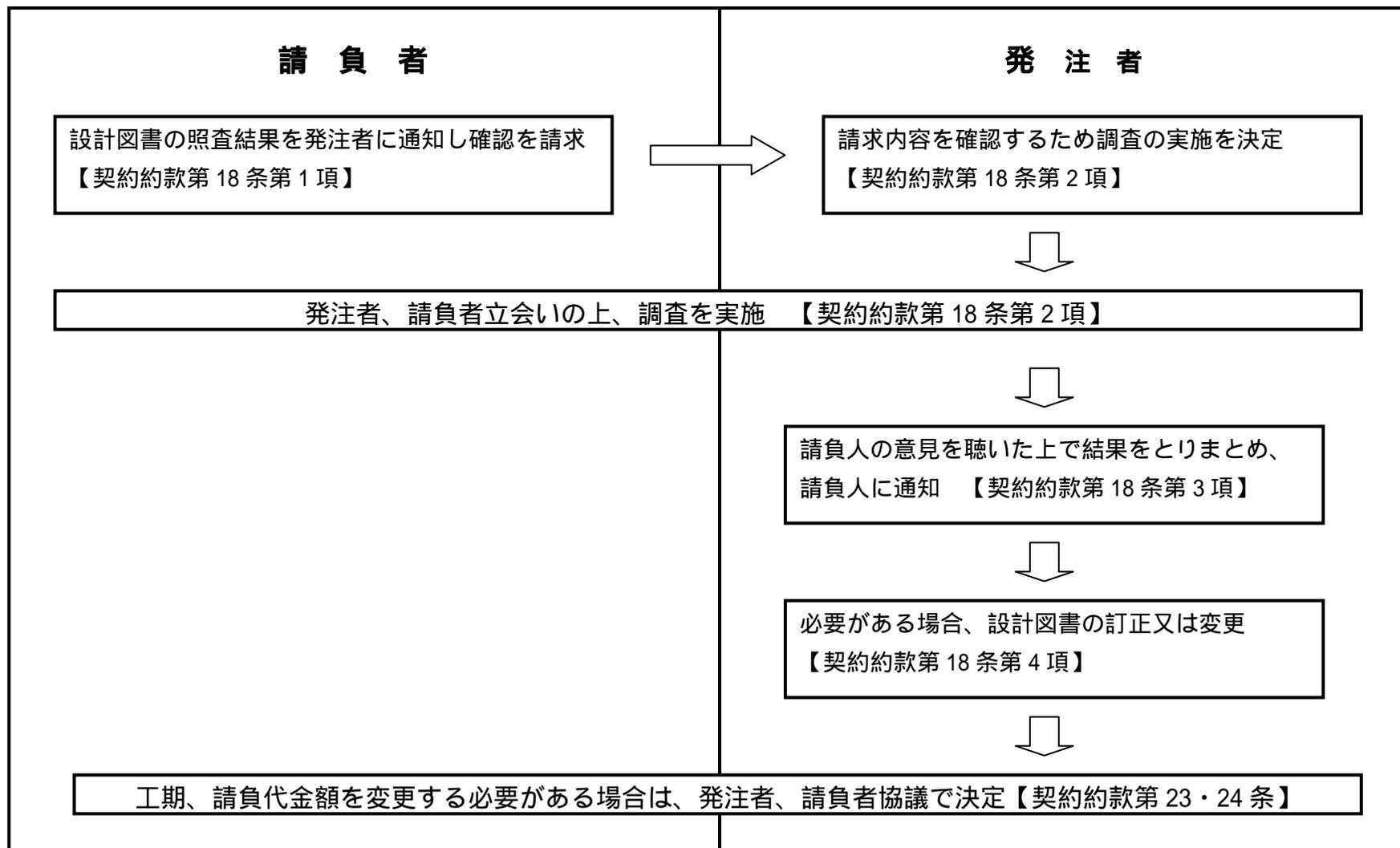
予期できない特別な状況が生じた場合【契約約款第 18 条第 1 項 5 号】

事 例

施工中に埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

工事範囲の一部に軟弱地盤があり、地盤改良が必要となったなど。

契約約款第 18 条第 1 項に係る変更手続



発注者が必要と認め変更する場合【契約約款第 19 条】

発注者は、工事の施工途中において、当初発注の内容を**変更せざるを得ない事態**が生じた場合



必要があるとみとめるときは、**設計図書の変更内容を請負人に通知し、設計図書の変更を行う。**
「必要があると認める」とは、発注者の判断であり、その理由を請負者に示す必要はない。

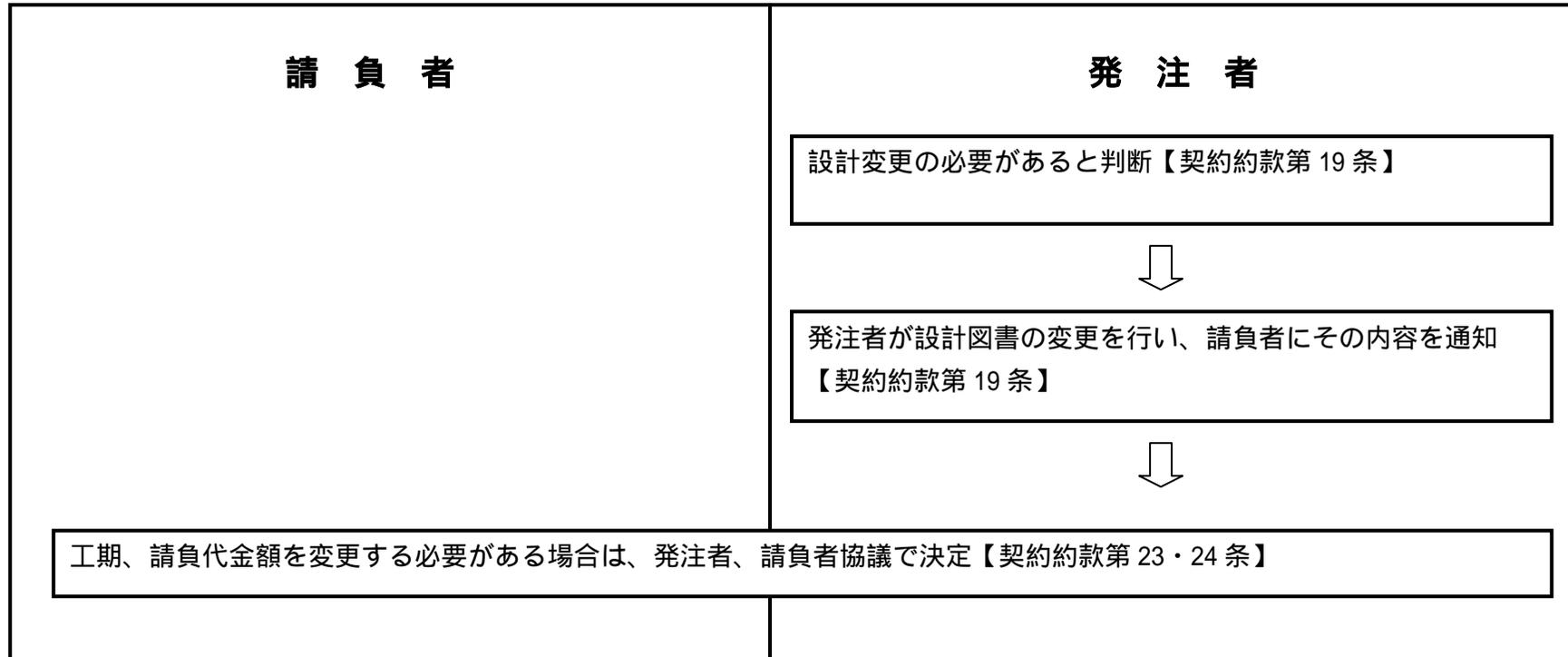


この場合、必要があると認められるときは、**工期又は請負代金額の変更を行う。**
「必要があると認められるとき」とは、発注者又は請負者が認めるときではなく客観的に決定。
従って、設計図書の変更等が行われても、全く工期又は請負代金額に影響を及ぼさない場合を除き変更を行う。

事 例

地元調整、関係機関協議の結果、施工範囲、施工内容、施工日・時間の変更を行う。
新たに施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
関連する工事の影響による施工条件の変更により、施工内容の変更を行う。
工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費の率分以外）を必要と判断し追加するなど。

契約約款第 19 条に係る変更手続



工事を一時中止する必要がある場合【契約約款第 20 条】

工事用地等の確保ができない等のため又は自然的若しくは人為的な事象であって請負者の責に帰することができないものにより、工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が工事を施工できないと認められる場合【契約約款第 20 条第 1 項】

「工事を施工できないと認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は請負者の主観的判断によりきまるものではない。

上記以外に、発注者が必要であると認める場合。【契約約款第 20 条第 2 項】

「必要であると認める」とは発注者の判断



発注者は、**工事の中止内容を請負者に通知**し、工事の全部又は一部の施工を中止させることができる。【契約約款第 20 条第 1・2 項】



工事の中止に伴う**増加費用等の負担**については、請負者から**請求があった場合に適用**する。

増加費用として積算する範囲は、「工事現場の維持に要する費用」、「工事体制の縮小に要する費用」、「工事の再開準備に要する費用」とする。【契約約款第 20 条第 1・2 項】

事 例

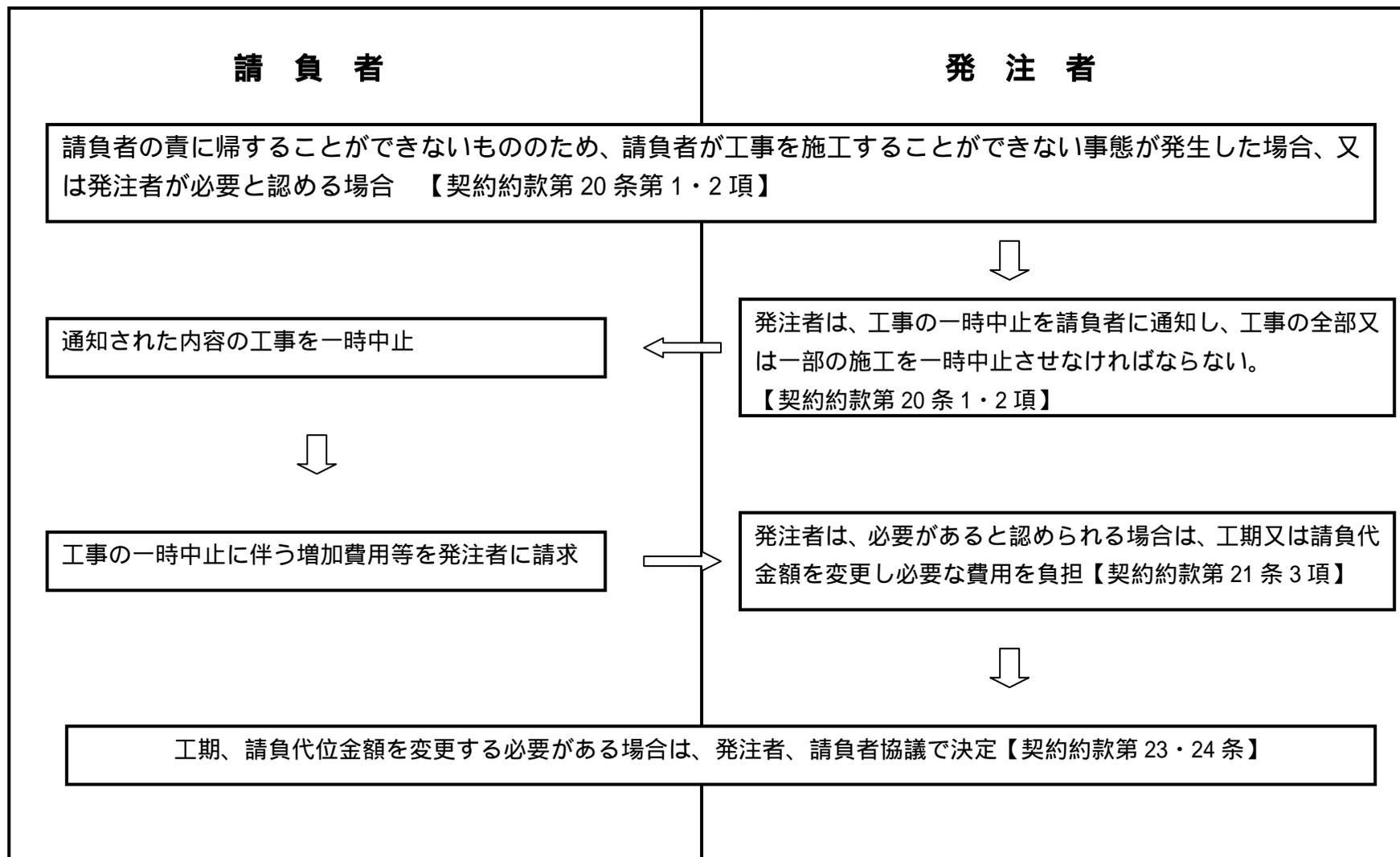
工事用地等の確保ができない場合

発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。

自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

暴風、豪雨、洪水、地震、火災、地滑り、騒乱、暴動、妨害活動、埋蔵文化財の発掘又は調査等

契約約款第 20 条に係る変更手続



5. 契約変更の手続（契約約款に基づく）【契約約款第 23・24 条】

工期の変更【契約約款第 23 条】

工期の変更については、発注者・請負者協議。

協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め請負者に通知。

協議の開始日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知する。

発注者が工期の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合、請負者は協議開始日を定め発注者に通知。

請負代金額の変更【契約約款第 24 条】

請負代金額の変更については、発注者・請負者協議

協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め請負者に通知。

協議の開始日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知する。

発注者が工期の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合、請負者は協議開始日を定め発注者に通知。

請負者が増加費用を必要とした場合に**発注者が負担する必要な費用の額**については、**発注者・請負者協議。**

設計変更に伴う契約変更の手続

設計変更に伴う**契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。**

ただし、**軽微な設計変更に伴うものは、工期の末**（債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）**に行うことをもって足りるものとする。**

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されているもので、それぞれの変更見込み金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20% をこえるもの

6. 契約金額の変更に代える設計図書の変更【契約約款第 30 条】

請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、**特別な理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。**

請負代金額の増額が発生する場合、**発注者は予算を確保しておかなければならないが、予算が確保ができていない場合は、会計制度上問題となる。**

このような場合には、**設計図書を変更し、当初請負代金額又は発注者の負担しうる範囲内の増額等に相当する工事量とすることができる。**

設計図書の変更内容は、発注者・請負者協議にて定める。

協議開始日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め請負者に通知。

協議の開始日については、発注者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知する。

発注者が工期の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始日を通知しない場合、請負者は協議開始日を定め発注者に通知。

施工条件の明示事項とそのポイント

工程関係

明示事項	条件明示のポイント
<p>1．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</p>	<p>先行する工事において他の工事に影響を及ぼす箇所がある場合は、部分的に工期を設定する（対象箇所及び当該箇所の完成期限）</p> <p>後発の工事については、他の工事から影響を受ける箇所については、対象箇所及び施工の実施可能時期</p>
<p>2．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</p>	<p>当初発注の段階で施工時期、施工時間及び施工方法について、制限の内容が予測できる場合は、その内容</p> <p>制限が生じることが予想されるが、具体的な内容が予測できない場合。その年によって制限の内容が変動する場合等においては、当初発注において制限がないことを前提とする旨の明示。この場合には、制限が生じた時には発注者と受注者が別途協議する旨を明示</p>
<p>3．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</p>	<p>協議成立時期が具体的に見込まれる場合は、協議を平行して進めていることを記載するとともに成立見込み時期を明示</p> <p>協議の結果、工程等について何らかの制約を受けることが予想される場合は、その内容についてもあらかじめ明示</p> <p>特に協議により試験施工が必要となり、その実施時期又は試験施工の結果、工程に大きな影響を受ける可能性がある場合は、別途協議する旨明示</p>
<p>4．関係機関、地方公共団体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</p>	<p>施工時期について付された条件を具体的に明示</p> <p>他官庁とのトラブルを避け円滑な工事の実施を図るため、不測の事態等により条件を満たしえない可能性が生じた場合には監督職員への報告、対策についての協議を行う旨明示</p>

5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期	全体工期とともに、余裕工期の終期（実工期の始期）を明示 余裕工期内には、資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない旨明示
6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間	期間等について具体的に明示し、埋設物管理者の都合等によりそれが変更になった場合、設計変更協議の対象となる旨明示
7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数	雨天、休日等の日数を明示

用地関係

明示事項	条件明示のポイント
1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期	用地取得が終了していない範囲を明示するとともに、確保の見込み時期を明示 期日までに用地が取得されない場合においても、他の工事の進捗に支障が生じないように、請負者があらかじめ工程上の配慮をしておく必要がある旨明示
2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容	
3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	
4. 施工者に、製作等の仮設ヤードとして公有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等	使用する土地の位置、範囲を明示。この場合、図面等を用いて、わかりやすく表現することが望ましい 仮設ヤードの周辺に立入り防止柵を設置すること等の条件がある場合には、その内容の明示 受注者が施工計画上の都合により、製作場所を変更する可能性がある場合には、監督職員と協議する旨明示

公害関係

明示事項	条件明示のポイント
<p>1．工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</p>	<p>特定の工種について、施工方法、機械施設、施工時間を指定する場合は、対象となる工種、範囲について明らかにしたうえで指定の内容を具体的に明示</p> <p>発注当初の段階では、施工方法を指定する必要があることが予想されるものの、具体的内容について指定ができない場合は「公害が生じる恐れがある場合には発注者に報告及び協議する」する旨明示</p> <p>騒音、振動等の測定を指定する場合は、測定箇所、内容等を明示</p>
<p>2．水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間</p>	<p>防護施設の内容・期間等を具体的に明示</p>
<p>3．濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</p>	<p>明示する内容は個々の工事によって異なるため排水に関しては不確定要素が多い。予想外の出水量又は悪水が湧出した場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮</p>
<p>4．工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</p>	<p>家屋調査等については、家屋調査数、家屋面積、調査内容及び報告書の作成方法等について明示</p> <p>特に家屋数、家屋面積は設計変更を行うために不可欠であり必ず明示</p> <p>調査方法等の具体的内容について記載しない場合は、監督職員と協議する旨明示</p>

安全対策関係

明示事項	条件明示のポイント
1．交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間	<p>指定する内容が具体的に把握できるよう交通整理員の人数、視線誘導標の個数及び各々の配置期間等明示。その場合、必要に応じ図面により配置を指定</p> <p>実施に当たって不都合が生じた場合、現地の状況、関係機関との協議により数量の増減、処理方法の変更が生じた場合等においては、監督職員と協議を行う旨明示</p>
2．鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容	制限の内容を具体的に明示
3．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容	防護施設の内容を具体的に明示。又、施設の内容が発注段階で決まっていなない場合は、監督職員と協議する旨明示
4．交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容	<p>制限の内容を具体的に明示</p> <p>施工中に近隣への影響が生じた場合に速やかに的確な対応ができるよう、異常が発生した場合の監督職員への報告及び対応策の協議が必要である旨明示</p>
5．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容	対策の内容を具体的に明示

工事中道路関係

明示事項	条件明示のポイント
<p>1．一般道路を搬入路として使用する場合</p> <p>(1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</p> <p>(2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</p>	<p>運搬経路の指定を行う場合は、図面での表示又は路線名を列挙する等、経路が明確になるよう明示</p> <p>工事用車両の通行が認められない地域がある場合は、その範囲が明確になるよう明示</p> <p>事前調査において不確定部分があり、発注後に対応する必要がある場合は、その旨明示</p> <p>補修、散水等について、材料、数量等を指定する場合は、具体的に明示</p>
<p>2．仮道路を設置する場合</p> <p>(1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</p> <p>(2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）</p> <p>(3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</p>	<p>仮道路については、発注者の必要とする最小限の条件のみ明示し、他の条件は任意とする</p> <p>借地により仮道路を設ける場合は、借地料の負担有無を明確にするとともに、砂利の飛散防止等の借地条件が付されている場合は、その内容を明示</p> <p>補修材の要否及び量について当初発注の段階で指定できない場合は、監督職員と協議する旨明示</p>

仮設備関係

明示事項	条件明示のポイント
1．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等	工事完了後も存置させることを指定する場合は、工事完了後の損料、撤去費の負担等の条件を明示 発注当初において定まっていない場合は、別途協議する旨明示
2．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法	仮設備の構造を指定する場合は、図面等を明示 仮設備について、災害又は予測できない事故、事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮
3．仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容	仮設備について、災害又は予測できない事故事態等が発生した場合に損害の補償について協議の対象となるよう配慮

建設副産物関係

明示事項	条件明示のポイント
1．建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件	処分場において、受入れ可能な土の種類等詳細な条件が付されている場合は、その内容を明示
2．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容	再生処理について公共事業が先導的役割を果たすため、発注者が明示する処理については、可能な限り再生処理とすることが重要
3．建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件	処理場において、受入れ時間等の条件を付されている場合には、その内容を明示 明示した処理場において処理費用が必要である場合には、発注者の積算に処理費用を含んでいるか否かを明示

工事支障物件等

明示事項	条件明示のポイント
1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等	支障物件の種類、管理者、位置、管理者との協議の状況、移設する場合の時期、防護等の必要性等の必要事項。特に管理者の立会いが必要となる場合は、管理者の都合で工程に影響がでる場合があるので、その要否を明示 現場内工事等多数の企業者による占用物件がある場合に、落ちがないよう十分留意
2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等	占用工事の工事主体、工期、当該工事との位置関係を明示。特に請負者が占有企業者との協議を行う必要がある場合はその旨明示 占用工事が予定通り終了しないことにより、当該工事の工程に影響が生ずる場合に、設計変更の協議の対象となるよう配慮

薬液注入関係

明示事項	条件明示のポイント
1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等	土中において行われる工事であるため不確定要素が多く、実施状況に応じて注入量等の変更が的確にできるよう配慮。 通達等に記載された諸事項について落ちがないよう詳細に明示
2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容	水質調査等の具体的内容を明示

その他

明示事項	条件明示のポイント
1．工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等	工事用地不足のため、仮置き場所が工事現場から離れている場合は、特に場所について詳細に明示
2．工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等	監督職員による品質検査等引渡しに当たっての条件がある場合は、その内容を明示
3．支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等	貸与にあたり、無償・有償の別、遵守すべき取扱い要領、保険への加入等条件がある場合は、その内容を明示
4．関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容	
5．仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件	
6．工事用電力等を指定する場合は、その内容	電力の使用にあたり、電力設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合はその内容を明示
7．新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容	
8．部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期	
9．給水の必要がある場合は、取水箇所・方法等	給水の使用にあたり、給水設備の使用規定等遵守すべき条件がある場合は、その内容を明示